生活利便関連施設地区の概要

【個別利用ゾーン(地権者)】: B-1、B-2、B-3 街区

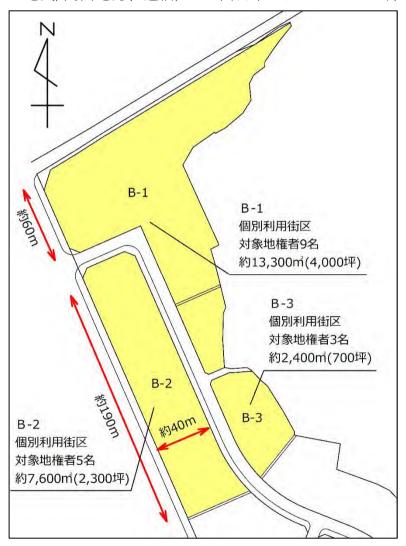
▶ 敷地面積:計 23,300 ㎡(約 7,000 坪)

▶ 法的条件:第二種住居地域(建ペい率 60%、容積率 200%) 高度地区第3種、岸和田丘陵地区地区計画(生活利便関連施設地区)

▶ 接道条件:岸和田市認定道路 幅員 12.0m (車道 8.0m)

(西側)府道春木岸和田線、(北側)市道山直中福田線

▶ 設備概要:電気・通信(無電柱化施設)、ガス、上下水道 電気/関西電力、通信/NTT 西日本・オプテージ・テレビ岸和田



土地利用イメージ



【共同借地ゾーン(地権者)】: B-4、B-5 街区

▶ 敷地面積:計15,500 ㎡(約4,700 坪)

▶ 接道条件:岸和田市認定道路 幅員 8.0~12.0 m

▶ 設備概要:同左

▶ 法的条件:同左





岸和田丘陵地区地区計画【平成30年10月1日付市告示第280号】 (一部 抜粋)

(地区計画の方針より)

生活利便関連施設地区 周辺の農空間や蜻蛉池公園など地域資源との連携や、地域住民へのサービス機能を提供する生活利便施設など、 土地利用の方針 周辺環境に配慮した主に商業系の土地利用を図る。

(地区整備計画より)

	生活利便関連施設地区
建築物等の用途の制限 (建築してはならない用途) ※一部抜粋	・住宅(長屋住宅を除く) ・住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法施行令第 130 条の 3 で定めるもの ・神社、寺院、教会その他これらに類するもの ・ゴルフ練習場、バッティング練習場 ・マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの ・カラオケボックスその他これに類するもの ・葬儀場
敷地面積の最低限度	500 ㎡
建築物の緑化率の最低限度	10%